

# 大阪府における 電子調達（電子入札）の取り組み

大阪府建築都市部建築都市総務課  
入札・契約グループ（電子調達開発）

つじの いちろう  
主査 辻野 一郎

## 1 はじめに

大阪府では、平成14年度から電子調達（電子入札）第一期システムを開発し、平成15年度19件の建設工事の電子入札を実施、すでにこれら電子入札案件の開札を終えたところである。

現在、審査の自動化をはじめ大幅に機能を強化した第二期システムに移行するべく、システムを一時休止して開発作業を進めており、平成16年3月1日より稼働を予定している。

今後も電子調達（電子入札）の対象案件を拡大していくこととしているが、平成15年度の実施状況も含めて、大阪府における取り組みを紹介する。

なお、大阪府では、単に入札手続きだけの電子化を行うのではなく、工事発注計画の策定から予算管理、入札・契約から検査・支払いに至る調達手続き全体をシステム化することをめざしており、特に「電子調達システム」という名称を用いていることに留意いただきたい。

## 2 電子調達推進の目的

電子調達推進の行政目的として、①「公共工事

入札・契約事務改善の基本方向」に基づく公正な入札の実現、②「e ふちよう」アクション・プランの一環として事務の効率化を図ること、が挙げられる。

(1) 入札・契約事務の透明性・客観性、競争性の向上

大阪府では平成13年8月に抜本的な入札・契約事務の改善を図るため「公共工事入札・契約事務改善の基本方向」をとりまとめ、最低制限価格の事前公表や契約約款に損害賠償予約条項の整備などの入札・契約手続きの改善、入札・契約の過程を第三者の視点からチェックする「入札監視委員会」の設置、不当な圧力や行為等に組織的に対応する大阪府独自の取り組みである「公正職務執行確保委員会」の設置等、さまざまな取り組みを進めてきた。

電子調達システムの導入は、「公共工事入札・契約事務改善の基本方向」の一環であり、さまざまな入札・契約事務の制度的改善と並行して進めているものである。

すなわち、人間の介在による裁量等の幅を極小にするとともに、調達事務の過程をインターネットという衆人環視の状態に置くことで透明性・客観性の一層の向上をめざすものである。大阪府の電子調達システムの最大の特徴である「開札まで入札参加者がわからない」ことも透明性・客観性が高い、不正の起こりにくい入札の実現に効果が

あがるものと考えている。

また、インターネット上で入札公告情報が閲覧でき、入札手続きも行政窓口に出向くことなく、事業所や自宅から居ながらにして入札参加ができることから、事業者の入札参加意欲を刺激し、結果として入札参加者が増え、競争性が高まることも期待している。

## (2) 事務の効率化

国政レベルでも電子政府実現のため、さまざまな手続きの電子化、オンライン化が急速に進みつつあるが、大阪府でも「e ふちょう」アクション・プランを平成13年3月に策定し、行政手続き全般の業務改善、簡単・便利な電子サービスを提供する「府民本位」の行政システムを構築することとしている。

電子調達システムの開発・導入は、この「e ふちょう」アクション・プランの一環と位置付けられており、とかく煩雑になりがちな建設工事の入札・契約事務において、大幅な事務の効率化を図るものである。

具体的に効率化を図るべき項目としては、①建設工事で9,000社(者)を超える入札参加資格登録データベースの保守・管理、②発注予定情報の定期的提供、③入札参加申請、設計図書配布、入札書提出など対面で行っている事務手続き、④部局ごとに異なる工事契約管理システムなどの存在、⑤部局ごとに行われている入札手続きなどが挙げられる。

システム化を契機にこうした手続きの全庁統一化、合理化を図ることで事務の大幅な効率化を実現することをめざしている。

以上、二つの観点から電子調達を推進することで、事務の効率化による行政コストの削減とともに、競争性の向上による、落札価格の低減効果をも見込み、きわめて厳しい状況にある大阪府の行財政改革に少なからず寄与できるのではないかと考えている。

## 3 大阪府電子調達システムの特徴

大阪府電子調達システムは、電子入札コアシステムを採用し、操作や画面構成は国土交通省と同一であるが、次のような特徴を備えている。

第一にシステム化による合理化効果を最大限に発揮する、第二に開札まで参加者のわからない入札を実現するために独自の機能も盛り込んだ。

### (1) 入札・契約業務全体を電子化

国土交通省のシステムと共通の高度なセキュリティを確保するため、入札参加者の本人確認にICカードを用いるが、次のとおり、インターネットを利用したことのある人なら比較的簡単に操作できるよう配慮されている(図 1)。

#### ① 入札公告情報や結果の閲覧

インターネットエクスプローラー等のインターネット閲覧ソフト(ブラウザ)でホームページを見るのと全く同様に行える。大阪府のホームページにリンクを設けているため、面倒なアドレス入力も不要である。

#### ② 発注部局からの通知

①と同様システムの画面で確認できるほか、入札手続きに関する通知は電子メールで行う。

#### ③ 入札書の提出、入札参加申請

インターネットショッピング、掲示板への投稿と同様、システムの画面で指定された項目を入力して送信ボタンを押すことで完結する。

#### ④ 設計図書の電子配布

電子入札案件の「入札公告情報」の画面から設計図書等をダウンロードできる。各種ソフトウェアや画像のダウンロードと同じ仕組み、操作で行える。

### (2) 開札まで入札参加者がわからない

開札時までには、発注部局の職員も業者も、入札参加業者数や名前がわからない仕組みを持つ。個々の入札参加者は、自分が入札参加していることはわかっても他の入札参加者に関する情報はシステム上一切わからない。

(3) 紙入札との併用は行わない

電子入札の対象案件については、前述の「開札時までに入札参加者名がわからない」仕組みの実現や、システム導入による業務効率化のメリットを活かすため、従来の紙による入札との併用を一切行わないこととしている。

(4) 自動審査

入札案件ごとに実施している入札参加資格申請について、これまで入札参加者が書面により行っていたものを、電子申請で行うこととしている。システムに到達した申請データは、事前に設定した審査項目・基準に基づき、自動的に審査されメールおよびシステムの画面（ICカードを使用してアクセスする申請者のみが閲覧可能）で結果が通知される。

自動審査できない事項は、最低価格を提示した業者のみを開札後に確認することとしており、従来、すべての入札参加者について、職員が書面により審査していたのに比べ、審査業務の大幅な省力化が実現できる。

なお、平成15年度は自動審査項目は大阪府入札参加資格登録の有無、指名停止の有無等、最小限の4項目のみであったが、第二期システムでは自動審査項目の大幅な拡大を図ることとしている。

(5) 電子くじ

同価格での入札が複数ある場合には、システム

により電子的に「くじ引き」を行うもの。入札参加者が入札書の提出の際に、3ケタの任意の番号を入力するようになっており、この数字に乱数を付し、落札候補者を決定するため、入札参加者の待機時間をなくすとともに、参加実感のある公平なくじを実現している。

4 電子調達導入

平成15年度は、建築都市部4件、土木部13件、水道部2件の計19件の建設工事について電子入札を行い、9月19日に最初の開札を行った。

なお、この際、用いたシステムは平成14年度に第一期システムとして開発を行ったものであるが、開発業者の選定に当たっては、第一期、第二期とも総合評価一般競争入札により行い、全国の公共団体に先駆けて開発段階から、システム監査を導入して進めている。

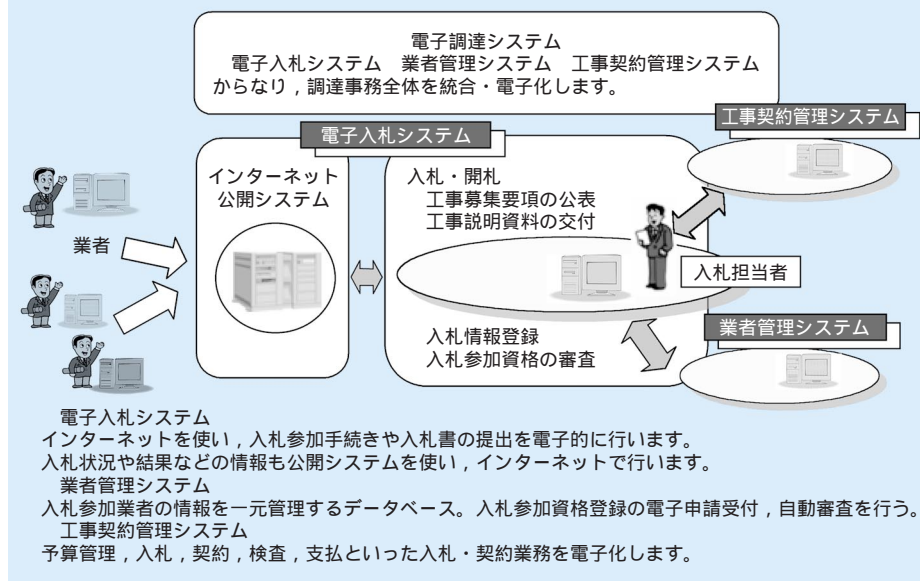
導入に当たっては、後述のように事前の広報に最大限配慮しながら進めたが、主な経緯としては表1（次ページ）のとおりである。

7月に行った事前試験は、当初の開発、運用スケジュールでは想定していなかったものであるが、本番の入札に先んじて、操作練習をしたいという事業者の方々からの要望も強く、発注部局の

職員の側でも同様に練習環境実現の要求があったため、業界団体の協力も得て、実稼動3日間で16件のサンプル建設工事の模擬入札を実施した。

電子入札用ICカードを取得済みの約350者に参加協力していただき、机上のプランではわからなかった問題点を明らかにすることができ、対策を講じることができた。事前試験で明らかになっ

図 1 大阪府電子調達システムの概要



た問題と課題は次のようなものである。

- 1) 短時間に多数の入札参加者がシステムを利用すると、システムの応答性が低下し、エラーが起りやすくなる。
- 2) 上記のようなシステムのメンテナンス、応答性低下、停止等の情報をリアルタイムに提供する仕組みが必要。
- 3) ジャバポリシーの設定 = 入札参加者が「ジャバポリシーの設定」というセキュリティに関わる設定を行わないとシステムにアクセスできない。

その他にも、小さな不具合や利用面、運用面から改善した方が良いと思われる点をいくつか発見することができ、運用開始の前に対策を講じることができた。また、入札参加者への説明や注意喚起が必要な事項についても、「電子入札ヘルプですよ」の運用にフィードバックするほか、ホームページのQ&Aや操作上の注意事項のページに随時記事を追加することで、適切な情報発信に努めた。さらに、短期的には対策が難しい事項については、平成15年度の第二期システム開発の際に改善すべき項目として集約・リストアップし、より確実に利用しやすいシステムを実現していくこととしている。

さて、7月に運用を開始した電子入札システムであるが、その後大きなトラブルもなく、初めての開札を迎えることとなったが、最初の入札案件で談合を窺わせる情報があり、開札の結果、情報どおりの共同企業体が参画し、最低価格での入札者も情報どおりであった。

このため、落札を保留し、入札参加者から事情聴取を行うとともに、積算内訳書の調査を行った。

調査の結果、談合その他の不正行為が行われた事実は確認できなかったものの、府の電子入札システムにおいては、開札前に入札参加者数や、共同企業体の構成員等を正確に把握することは困難であり、談合情報どおりの開札結果となったことは、大阪府電子入札心得等に抵触する何らかの不正があった可能性が高いと判断した。よって、入札を無効とし、公正取引委員会等関係機関へ通知するとともに、大阪府としても警告の措置を行った。

さらに、後日行った再入札では、最初の入札への参加者を排除するとともに、入札参加資格を変更し、競争性を確保することとした。

長期化する不況の中で納税者が腐心して納めて

いただいた税金を用いて公共事業が行われており、こうした税金をできるだけ有効に活用するために多くの労力をかけて入札を行っている。

電子入札の結果情報は大阪府のホームページで閲覧でき、最初に入札参加した業者名もまた然りである。こうした点を関係者はよく考えて今後の入札に臨んでほしい。

表 1

月 日	内 容
平成15年 5月29日	電子入札第1弾対象建設工事を発表。
6月5日～6月18日	「電子調達・電子納品・情報共有」システム説明会（参加者約1,000人）
6月6日	第二期システム開発委託業者決定（総合評価一般競争入札、NTT西日本が落札）
6月26日	大阪府電子入札運用基準（平成15年度暫定版）を策定、詳細手続きを定める。
7月3日～7月10日	電子入札の「練習」=事前試験を実施（参加業者約350者）
7月8日	電子入札第2弾対象建設工事を発表。
7月18日	ICカードをシステムで利用可能にする利用者登録を開始。システムの詳細な操作等を解説する操作説明会を開催（参加者約1,000人）。電話でのサポート「電子入札ヘルプですよ」を開設。
8月1日	電子入札大阪府第1号の入札公告。
9月19日	初めての開札、この日5件の電子入札案件の開札を行う。警察本部棟新築第二期電気設備工事で談合情報があったため、開札を非公開で行い、落札決定を保留（調査の結果、入札を無効とし、再入札とする）。
11月28日	予定の19工事案件の開札を終え、第二期システム導入のため、運用を停止。
12月26日	平成16年度第1弾の対象建設工事を発表。
平成16年 3月	機能を強化した第二期システムとして再稼働予定。

5 広報活動について

電子入札の導入に当たっては、国土交通省電子入札コアシステム対応の IC カードの取得が必要であり、その前提としてインターネットに接続できるパソコンを用意してもらう必要がある。

特に、大阪府のシステムでは先に述べたとおり紙入札との併用を行わないこととしているため、IC カード取得等の準備が間に合わないと入札に参加できないこととなる。このため、入札参加者の理解と協力を得る必要があるため、事前の広報活動に相当の努力を払ってきた。

広報活動に当たっては、次のような点に配慮をしている。基本的な姿勢として、「早く」「ありのままに」情報を提供することとしている。

- 1) 事前に指定した建設工事で電子入札を行うこととし、おおむね入札公告の 1 カ月半前にどの案件を電子入札で行うかを公表する。
- 2) 最初の入札案件公表と同時期に説明会の開催についても案内を行い、入札参加予定者の操作不安解消を図るとともに、余裕を持って IC カードの取得等の事前準備が行えるよう配慮する。
- 3) 説明会の定員は、希望者全員が参加できるように、十分な数を確保する。
- 4) ホームページでの提供情報を充実させ、迅速に更新することで最新の情報をいつでも取り出せるようにする。
- 5) システムの運用状況、メンテナンスや不具合に関する情報も可能な限りリアルタイムで提供し、システムと大阪府の入札・契約業務への信

頼性を確保する。

6 今後の進め方

今後も前段で述べた広報ポリシーに基づき、適切な情報提供を行いながら、着実に電子調達を推進していきたいと考えている（図 2）。

- 1) 平成 15 年度から 18 年度にかけて大阪府電子調達システム開発委託（第二期）を行い、第一期システムをベースに、機能を強化するとともに多様な入札方式に対応できるようにする。

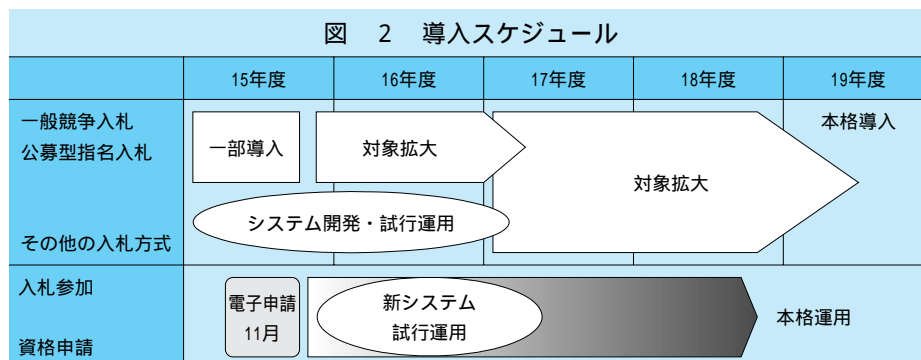
また、測量・建設コンサルタント等の委託業務にも対象範囲を拡大する。

- 2) 平成 16 年度以降、システムの強化にあわせて、対象建設工事の範囲を拡大し、対象となる入札方式も順次拡大していき、平成 19 年度に本格導入をめざす。

入札参加者への広報活動や支援を行いながら、段階的に電子入札を導入して行くわけであるが、今後の具体的な広報活動・支援の取り組みとしては、①多数の者を対象とした説明会の開催、②電話でのサポート「ヘルプですよ」の運用、③ホームページでの提供情報の拡充等に加えて、パソコンやインターネット環境の整備が進んでいない事業者に対する何らかの支援も検討している。

今後とも、入札参加者、府民の方々の、理解と協力を得て、円滑かつ着実に平成 19 年度の電子入札本格導入＝すべての建設工事で電子入札を行う＝をめざして、取り組みを進めていきたいと考えている。

図 2 導入スケジュール



大阪府電子調達  
(電子入札)  
ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/kenso/enyusatsu/>